

令和4年度

水管理・国土保全局関係  
予算概要

抜粋

令和4年1月

国土交通省 水管理・国土保全局

『令和4年度 水管理・国土保全局関係予算概要』は、こちらのQRコードからもご確認いただけます。



# 目次

- 令和4年度予算の概要 ……P.1
- 水管理・国土保全局関係予算の項目毎の内容
  - 1. ハード・ソフト一体の水災害対策「流域治水」の本格的実践 ……P.5
  - 2. 国土強靱化に資するDXの推進 ……P.20
  - 3. インフラ老朽化対策等による持続可能なインフラメンテナンスサイクルの実現 ……P.24
  - 4. カーボンニュートラルの推進 ……P.26
  - 5. 水辺空間の良好な環境と賑わいの創出による地方活性化の推進 ……P.27
  - 6. 公衆衛生の強化等のための下水道の持続性向上 ……P.28
  - 7. 砂防指定地内等における盛土による災害防止の推進 ……P.29
  - 8. 行政経費 ……P.30
  - 9. 独立行政法人水資源機構 ……P.31
- 参考資料 ……P.32

# 令和4年度予算の概要

## 基本方針

気候変動による水災害の頻発化・激甚化を踏まえ、防災・減災が主流となる安全・安心な社会を実現するため、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」も活用した事前防災対策を完成年度の目標を持つて計画的に実施するとともに、水災害リスクを踏まえたまちづくり等の流域治水関連法を活用した取組、国土強靱化に資するDXの取組、持続可能なインフラメンテナスの実現に向けた取組等について、あらゆる関係者が協働して行う「流域治水」の考え方に基つき現場レベルで本格的に実践する。

- ハード・ソフト一体の水災害対策「流域治水」の本格的実践
- 国土強靱化に資するDXの推進
- インフラ老朽化対策等による持続可能なインフラメンテナスサイクルの実現
- カーボンニュートラルの推進
- 水辺空間の良好な環境と賑わいの創出による地方活性化の推進



# 予算の内訳

## ○一般会計予算

単位：億円

| 事 項      | 令和4年度  | 前 年 度 | 対前年度<br>倍 率 |
|----------|--------|-------|-------------|
| 一般公共事業費  | 9,517  | 9,143 | 1.04        |
| 治 山 治 水  | 8,654  | 8,458 | 1.02        |
| 治 水      | 8,484  | 8,308 | 1.02        |
| 海 岸      | 170    | 149   | 1.14        |
| 住宅都市環境整備 | 249    | 249   | 1.00        |
| 都市水環境整備  | 249    | 249   | 1.00        |
| 下 水 道    | 614    | 437   | 1.41        |
| 災害復旧関係費  | <527>  | <519> | <1.01>      |
| 505      | 502    | 1.00  |             |
| 合 計      | 10,021 | 9,646 | 1.04        |

1. 上記計数には、

(1) デジタル庁一括計上分を含まない。

(2) 個別補助化に伴う増分331億円を含む。

2. <>書きは、水管理・国土保全局以外の災害復旧関係費の直轄代行分を含む。

(上記以外に、行政経費9億円があるほか、省全体で社会資本整備総合交付金5,817億円、防災・安全交付金8,156億円がある。)

## ○東日本大震災復興特別会計予算(復興庁所管)

単位：億円

| 事 項     | 令和4年度 | 前 年 度 | 対前年度<br>倍 率 |
|---------|-------|-------|-------------|
| 災害復旧関係費 | 41    | 74    | 0.55        |

(四捨五入の関係で合計値が合わない場合がある。)

# 主要項目

## ○ 一般会計予算

・治水事業等関係費 **8,903億円**

うち 河川関係 7,349億円、砂防関係 1,384億円、  
海岸関係 170億円

・下水道事業関係費 **614億円**

・災害復旧関係費 **505億円**

<527億円>

< >書きは、水管理・国土保全局以外の災害復旧関係費  
の直轄代行分を含む

・行政経費 **9億円**

**合計 10,031億円**

## ○ 東日本大震災復興特別会計予算 (復興庁所管)

・復旧・復興関係費 **41億円**  
(うち、復旧41億円)

## 主要課題

1. ハード・ソフト一体の水災害対策「流域治水」の  
本格的実践 **5,874億円**

2. 国土強靱化に資するDXの推進 **77億円**

3. インフラ老朽化対策等による持続可能な  
インフラメンテナンスサイクルの実現 **2,251億円**

4. カーボンニュートラルの推進 **52億円**

5. 水辺空間の良好な環境と賑わいの創出による  
地方活性化の推進 **90億円**

(注)この他に工事諸費等がある。

## 参考：令和3年度補正予算(水管理・国土保全局)の概要

一般公共事業費 **2,865億円**、災害復旧関係費 **2,688億円**

・気候変動を見据えた府省庁・官民連携による「流域治水」等の推進 **2,482億円**

・災害時情報伝達手段の多重化・高度化、3次元モデル等を活用したインフラの整備、  
管理等のデジタル化の推進 **114億円**

・河川・ダム、砂防関係施設等の重要インフラに係る老朽化対策 **239億円**

・地域経済・観光の活性化を支えるかわまちづくりの推進 **29億円**

・河川、道路等のインフラの災害復旧事業等 **2,688億円**

※上記以外に、省全体で社会資本整備総合交付金547億円、防災・安全交付金3,738億円がある。

(注)四捨五入の関係で合計値が合わない場合がある。

※上記以外に、デジタル庁一括計上分として61億円がある。

※上記以外に、省全体で社会資本整備総合交付金5,817億円、防災・安全交付金8,156億円、社会資本総合整備(復興)103億円がある。

## 新規事項

### 【予算制度】

#### 1. ハード・ソフト一体の水災害対策「流域治水」の本格的実践

- ・水害リスク情報の充実(浸水想定区域図・ハザードマップの空白域の解消) …… P.6
- ・流域治水関連法に基づく「流域治水」の本格的実践 …… P.9
- ・水災害リスクを踏まえたまちづくり・住まいづくりの推進 …… P.13
- ・流域治水型災害復旧制度の創設 …… P.14
- ・林野庁との連携による流域流木対策の推進 …… P.17
- ・津波防災地域づくりの推進と関係機関連携 …… P.18
- ・治水安全度を向上させるための橋梁の改築・撤去の推進 …… P.19

#### 2. 国土強靱化に資するDXの推進

- ・整備・管理DXの推進 …… P.22

#### 3. インフラ老朽化対策等による持続可能なインフラメンテナンスサイクルの実現

- ・インフラメンテナンス事業費補助の創設 …… P.25

#### 4. カーボンニュートラルの推進

- ・下水道事業における脱炭素化の推進 …… P.26

#### 6. 公衆衛生の強化等のための下水道の持続性向上

- ・汚水処理の未普及地域への下水道整備加速化と持続性の向上 …… P.28

#### 7. 砂防指定地内等における盛土による災害防止の推進

- …… P.29

### 【新規税制】

#### ハード・ソフト一体の水災害対策「流域治水」の本格的実践

- ・水災害リスクを踏まえたまちづくり・住まいづくりを支えるための税制の特例措置 …… P.13
- ・高台まちづくりを推進するために住民負担の軽減や円滑な合意形成を図るための税制の特例措置 …… P.15





新規  
事項

# 水害リスク情報の充実(浸水想定区域図・ハザードマップの空白域の解消) (1/2)

- 近年、中小河川等の水害リスク情報の提供を行っていない水害リスク情報の空白域で多くの浸水被害が発生。
- 水害リスク情報の空白域を解消するため、水防法を改正し、浸水想定区域図及びハザードマップの作成・公表の対象を全ての一級・二級河川や下水道※に拡大。
- 洪水浸水想定区域図は令和7年度までに完了を旨し、雨水出水浸水想定区域図は令和7年度までに8割完了を旨す。

※全ての一級・二級河川や下水道とは、住宅等の防護対象のある全ての一級・二級河川や浸水対策を目的として整備された下水道のこと。

## ■水害リスク情報の空白域において浸水被害が多発

- ・令和元年東日本台風では、堤防が決壊した71河川のうち43河川(約6割)、内水氾濫による浸水被害が発生した135市区町村のうち126市区町村(約9割)が水害リスク情報の空白域。

水害リスク情報の空白域における水害事例

**宮城県丸森町**

水害リスク情報空白域における浸水被害

一内川  
一新川

凡例  
X: 人的被害

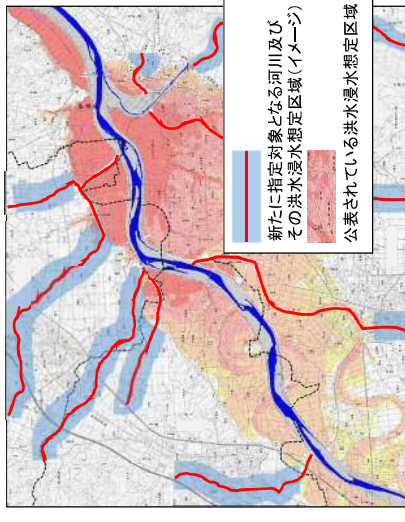
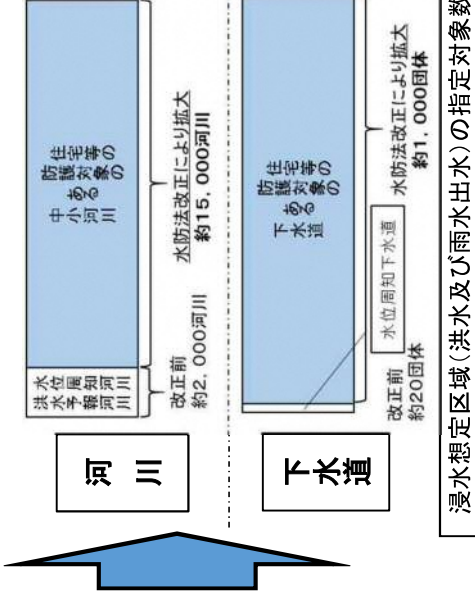
丸森町(字神明南地内)の被災状況  
(令和元年東日本台風)

**佐賀県佐賀市**

中心市街地の浸水  
(令和元年8月の前線に伴う大雨)

## ■水防法を改正し、浸水想定区域の指定対象を拡大

- ・河川(洪水浸水想定区域)では約15,000河川、下水道(雨水出水浸水想定区域)では約1,000団体が新たに指定対象として追加。



指定対象河川の拡大イメージ

| 浸水想定区域図       |                   | ハザードマップ          |  |
|---------------|-------------------|------------------|--|
| 河川<br>(洪水)    | 令和7年度までに完了※       | 令和8年度までに完了目標     |  |
| 下水道<br>(雨水出水) | 令和7年度までに約800団体完了※ | 浸水想定区域図作成後速やかに作成 |  |

## 水害リスク情報の充実(浸水想定区域図・ハザードマップの空白域の解消)(2/2)

○ 浸水想定区域図等の作成を支援するため、防災・安全交付金において基幹事業を創設。

既存の  
取組

- ・河川事業(ハード整備)と一体となってその効果を一層高めるために必要な事業として、効果促進事業により、浸水想定区域図やハザードマップの作成を支援
- ・下水道の浸水対策事業(ハード整備)の一部として浸水想定区域図の作成又は効果促進事業によりハザードマップの作成を支援

令和4年度  
より

基幹事業を創設し、ハード整備がない場合であっても浸水想定区域図やハザードマップの作成を支援

### ■水害リスク情報の空白域解消に資する予算支援制度

| 河川(洪水)               |  | 下水道(雨水出水)   |   |
|----------------------|--|---|---|
| 事業名                  | 水害リスク情報整備推進事業  | 内水浸水リスクマネジメント推進事業   |   |
| 浸水想定区域図              | ハザードマップ※   | 浸水想定区域図   | ハザードマップ   |
| 実施主体                 | 都道府県<br>市町村  | 都道府県、市町村  | 市町村   |
| 補助率                  | 1/3  | 1/3   | 1/2   |
| 支援期間                 | 令和7年度まで  | 令和8年度まで   | —   |
| 対象                   | 全ての一級、二級河川のうち、防災・安全交付金による河川事業を実施していない河川  | 全ての一級、二級河川のうち、防災・安全交付金による河川事業を実施していない河川   | 下水道事業(都市下水道を含む)を実施する全ての地方公共団体   |
| 備考<br>(その他注意<br>事項等) | ○支援期間終了後、洪水浸水想定区域図及び洪水ハザードマップの作成は、原則、効果促進事業による更新のみを対象とする。<br>○令和8年度以降、原則、都道府県ごとに全ての河川で洪水浸水想定区域図が公表されていることを防災・安全交付金の河川事業の交付要件とする。 | ○浸水想定区域図等の作成に加え、避難行動に資する情報・基盤の整備や、雨水管理総合計画の策定も本事業の支援対象とする。<br>○令和8年度以降、最大クラスの内水に対応した浸水想定区域図が作成されていることを、雨水対策事業に対する交付金の重点配分の要件とする※。 | ○浸水想定区域図等の作成に加え、避難行動に資する情報・基盤の整備や、雨水管理総合計画の策定も本事業の支援対象とする。<br>○令和8年度以降、最大クラスの内水に対応した浸水想定区域図が作成されていることを、雨水対策事業に対する交付金の重点配分の要件とする※。 |

※雨水出水浸水想定区域の指定対象団体を対象とする。

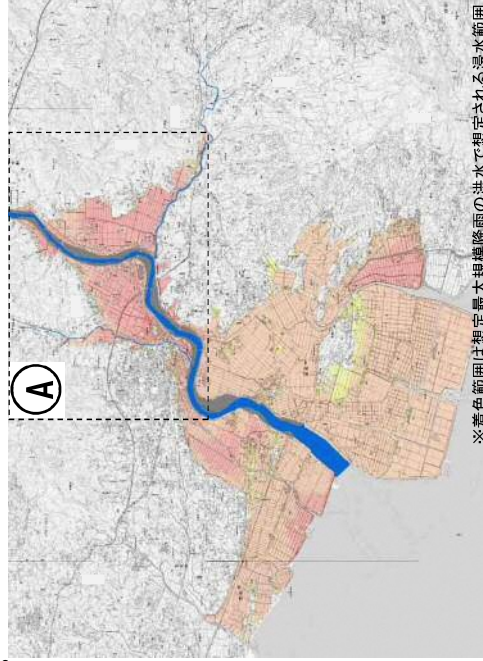
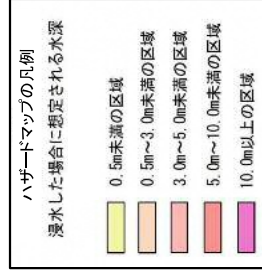


## 水害リスク情報の充実(水害リスクマップ(浸水頻度図)の整備)

- 従来、想定最大規模降雨の洪水で想定される浸水深を表示した水害ハザードマップを提供し、洪水時の円滑かつ迅速な避難確保等を促進。
- 今後は、これに加えて、浸水範囲と浸水頻度の関係をわかりやすく図示した「水害リスクマップ(浸水頻度図)」を新たに整備し、水害リスク情報の充実を図り、防災・減災のための土地利用等を促進。

### 水害リスク情報の充実

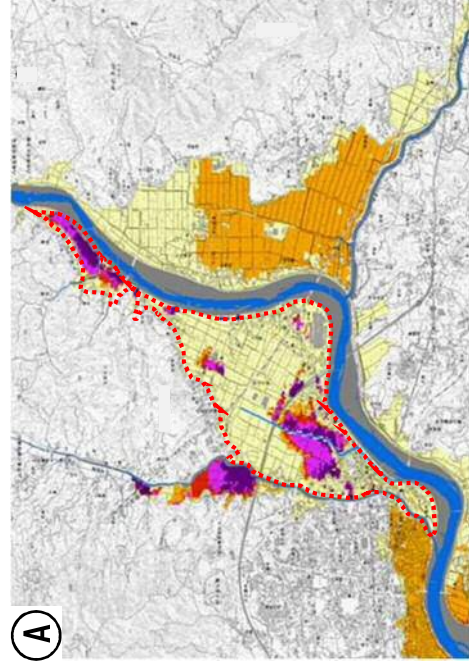
#### ○水害ハザードマップ



#### ○水害リスクマップ※1



※2 上記凡例の( )内の数値は確率規模を示していますが、これは例示です。

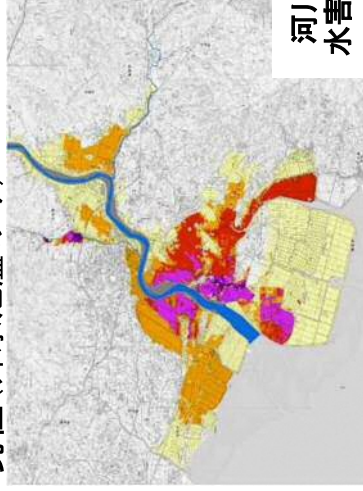


### 水害リスクマップの活用イメージ

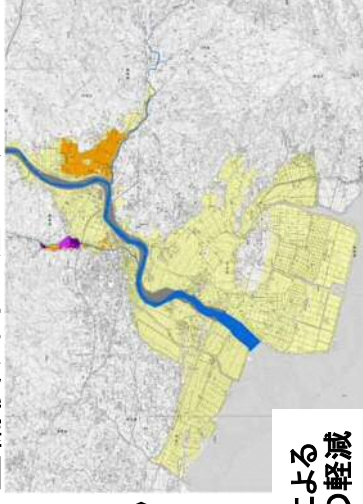
現在の水害リスクと今後実施する河川整備の効果を反映した将来の水害リスクを提示し、以下に取り組み

- 住居・企業の立地誘導・立地選択や水害保険への反映等に活用することで、水害リスクを踏まえた土地利用・住まい方の工夫等を促進
- 企業BCPへの反映を促進することで、洪水時の事業資産の損害を最小限にとどめることにより、事業の継続・早期復旧を図る

現在(外水氾濫のみ)



整備後(外水氾濫のみ)



河川整備による  
水害リスクの軽減

【令和4年度の国土交通省としての取組】

- ・ 全国109の一級水系において、外水氾濫を対象とした水害リスクマップの作成を完了させるとともに、先行して、特定都市河川や水災害リスクを踏まえた防災まちづくりに取り組み進む地区において、内水も考慮した水害リスクマップを作成

# 流域治水関連法に基づく「流域治水」の本格的実践(1/4)

○ 特定都市河川流域において、法的枠組み※1・予算制度・税制等を最大限活用し、遊水地・二線堤・二線堤・雨水貯留浸透施設等のハード対策と浸水リスクの高い土地の利用規制等のソフト対策を強力に推進。

## 背景

気候変動による降雨量の増加により、本支川合流部や狭窄部などの箇所において、従来想定していなかった規模での水災害が頻発  
例) 西日本豪雨 (H30)、東日本台風 (R1) など

## 法的枠組みを活用した流域治水の推進

特定都市河川の指定要件を拡大※2し、全国の河川で、法的枠組みを活用して、ハード整備の加速に加え、国・都道府県・市町村・企業等の関係者の協働で土地利用規制や流出抑制対策等に取り組む。

**特定都市河川の指定** 全国の河川へ指定拡大

## 流域水害対策協議会の設置

計画策定・対策等の検討  
構成員：河川管理者、下水道管理者、都道府県、市町村等

## 流域水害対策計画 策定

洪水・雨水出水により想定される浸水被害に対し、  
概ね20-30年の間に実施する取組を定める

計画に基づき、関係者の協働により、  
「流域治水」を本格的に実践

## 特定都市河川における流域治水の本格的実践

令和4年度より  
予算の重点化

遊水地・輪中堤・排水機場等の整備の加速

雨水浸透阻害行為への対策の義務付けによる雨水流出抑制の推進  
公共・民間による雨水貯留浸透施設の整備促進

令和4年度より  
予算・税制支援

浸水被害防止区域・貯留機能保全区域の指定等の  
水災害リスクを踏まえたまちづくり・住まいづくりの推進

など



※1 「特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律」（令和3年法律第31号）

※2 「接続する河川の状態」又は「河川の周辺の地形等の自然的条件の特殊性」により河道等の整備による浸水被害の防止が困難な河川を追加











# 水災害リスクを踏まえたまちづくり・住まいづくりの推進

○ 特定都市河川流域において、区域指定による移転等の促進や開発・建築行為の許可制の導入、貯留機能を有する農地等の保全等、水災害リスクを踏まえたまちづくり・住まいづくりを推進するための予算・税制等の新たな支援制度を創設。

## 水災害リスクを踏まえたまちづくり・住まいづくりの推進

### 水災害の危険性の高い地域の居住を避ける

浸水被害防止区域における住宅・要配慮者施設等の開発・建築行為の許可制の導入や、都市計画法上の原則開発禁止、高齢者福祉施設等の新規整備の抑制等により被害拡大を防止

### 水災害の危険性の高い地域に居住する場合にも命を守る

浸水被害防止区域等の浸水リスクの高い区域に居住する方々の安全を守るため、宅地の高上げやピロティ化等の対策を推進

### 水災害の危険性の高い地域からの移転を促す

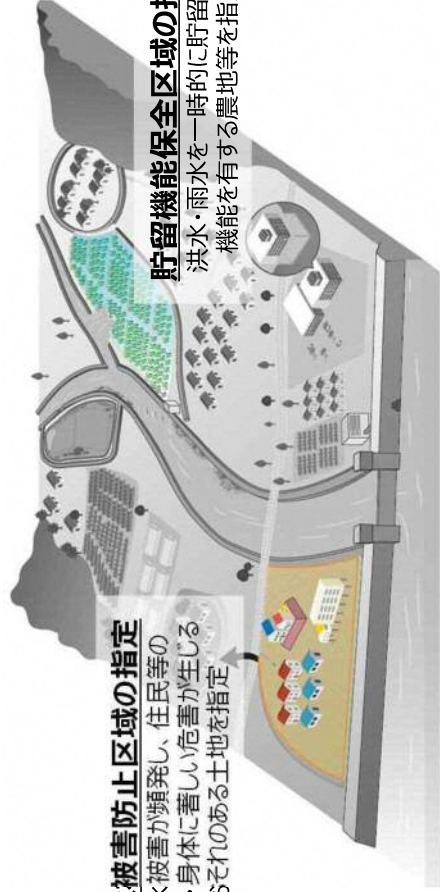
防災集団移転促進事業等により、浸水被害防止区域等の浸水リスクの高い区域からの移転を促し、被害拡大を防止

### 浸水被害防止区域の指定

浸水被害が頻発し、住民等の生命・身体に著しい危害が生じ、おそれのある土地を指定

### 貯留機能保全区域の指定

洪水・雨水を一時的に貯留する機能を有する農地等を指定



特定都市河川流域における土地利用

## 移転や改修への支援制度

(防災集団移転促進事業)【都市局所管事業】

浸水被害防止区域等の災害危険エリアにおいて、地域コミュニティを維持しつつ、防災性向上を図るため、住居の集団的移転の促進を目的として、住宅団地の整備、住居の移転、移転元地の買取等に対し事業費の一部を補助※1

- 令和3年度より災害危険区域に加え、**浸水被害防止区域**等を追加
- 令和2年度より最小移転戸数を10戸→5戸に緩和

(がけ地近接等危険住宅移転事業)【住宅局所管事業】

災害危険区域等の区域内にある既存不適格等の住宅の移転への助成を支援※2

- **令和4年度より**災害危険区域等に加え、**浸水被害防止区域**等を追加

(災害危険区域等建築物防災改修等事業)【住宅局所管事業】

災害危険区域等の区域内にある既存不適格等の住宅及び建築物(避難所等に限る)の浸水対策改修等への助成を支援※3

- **令和4年度より**災害危険区域等に加え、**浸水被害防止区域**を追加※4

※1: 地方公共団体に対する国の補助率:3/4等(地方財政措置と合わせて、実質、国が約94%を負担)

※2: 地方公共団体に対する国の補助率:1/2

※3: 地方公共団体に対する国の補助率:1/2等

※4: 浸水被害防止区域の場合、既存の住宅及び特に防災上の配慮を要する者が利用する社会福祉施設等を対象

なお、各支援制度には、別途、補助の限度額がある

## 農地等の貯留機能の活用促進

令和4年度より、貯留機能保全区域として指定した土地に係る**固定資産税及び都市計画税への特例措置**(課税標準を2/3～5/6の範囲で条例で条例で定める範囲の割合とする)を創設

令和4年度より貯留機能保全区域の指定にあわせて、地方公共団体や民間事業者等による二線堤の築造等への支援(再掲)

- 国庫補助率の高上げ(1/3※⇒1/2)

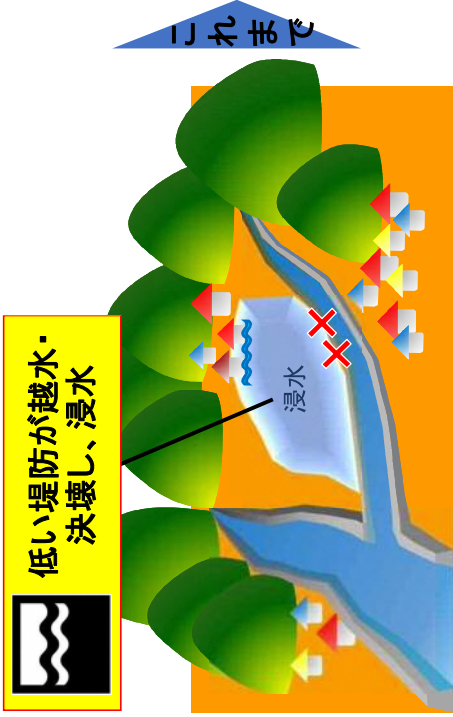
※: 民間事業者等による整備は令和4年度より新規創設





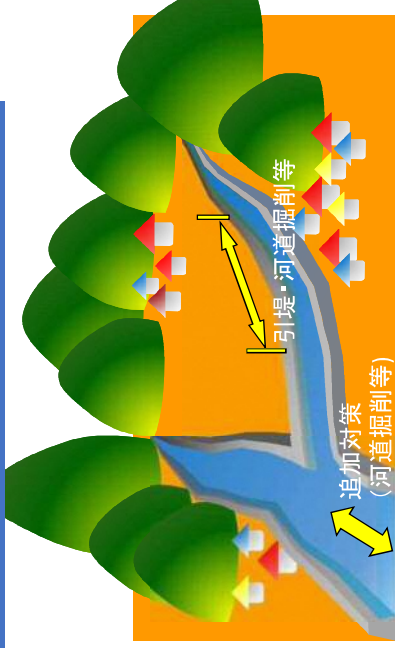
## 新規事項 流域治水型災害復旧制度の創設

- 災害復旧事業においても、流域治水の考え方にに基づき、上流から下流、本川・支川の流域全体を俯瞰し、流域全体で水災害リスクを低減する対策を推進。
- 本川上流や支川において堤防の決壊や越水が発生した場合、遊水機能を確保しつつ、早期に浸水被害の軽減が可能な輪中堤や遊水地の整備を災害復旧事業として実施できる「流域治水型災害復旧制度」を創設。



新たな選択肢を追加

### これまでの再度災害防止対策



被災水位に対応して

堤防の嵩上げ、引堤、河道掘削により背後地全体の浸水を防ぐ  
(災害復旧事業又は改良復旧事業で実施)



下流への負荷を考慮した追加対策を実施 (追加の河川事業で実施)

### 拡充の内容

- 河川整備計画に対策が記載されていることや浸水を許容する区域を浸水被害防止区域等に指定すること等を条件に、災害復旧事業により、下流における追加の改修を必要としない対策(輪中堤、遊水地の整備)を実施可能にする。
- また、災害復旧事業査定設計委託費補助の補助対象に、輪中堤、遊水地の整備を追加する。

査定設計委託費補助：等に必要な経費を補助【補助率：1/2】  
査定設計書を作成するための調査、測量、設計

### 新たな再度災害防止対策 (流域治水型災害復旧制度)



輪中堤又は遊水地の整備により、遊水機能を確保しつつ家屋浸水を防



下流における改修を待つことなく、速やかに被災箇所の再度災害防止を実現

# 新規事項 高台まちづくり(高台・建物群)の推進

- 令和2年12月に策定した「災害に強い首都『東京』形成ビジョン」に基づき、高台まちづくりを推進するため、水害リスクや避難のあり方を踏まえ、モデル地区における高台まちづくりの実践を地方公共団体と連携して推進。
- 高台まちづくりの一環として高規格堤防整備事業の加速化を図る、税制特例(固定資産税、不動産取得税)を2年間延長。

## 税制概要

高規格堤防整備事業は、民有の土地を一時使用して盛土等を行い、工事終了後に当該土地を返還する手法で事業を行う。そのため、事業実施に当たっては、一時移転を余儀なくされる住民の負担軽減や事業手法への理解と合意形成の円滑化を図ることが必要。このことから、堤防整備後に従前権利者が取得する建替家屋について、不動産取得税や固定資産税の特例措置を講じる。

## 特例措置の内容

### 【不動産取得税】

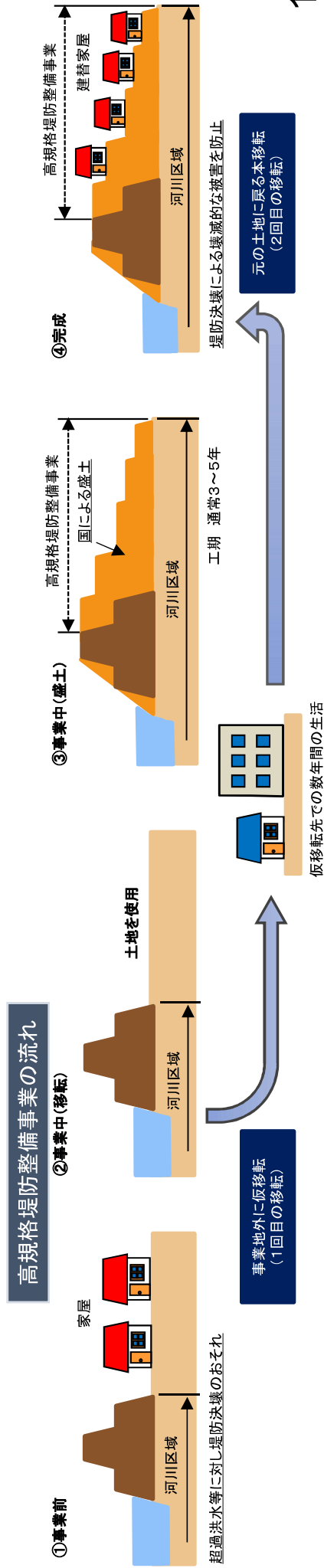
高規格堤防特別区域の公示日から2年以内に従前権利者が建替家屋を取得した場合に課税標準から従前家屋の価格を控除。

### 【固定資産税】

高規格堤防整備事業のために使用された土地に従前権利者が取得した建替家屋の固定資産税について、従前権利者居住用住宅については2/3、従前権利者非居住用住宅及び非住宅用家屋については1/3を、新築後5年間減額。

## 期間

特例措置を2年間(令和4年4月1日～令和6年3月31日)延長する。









新規  
事項

# 林野庁との連携による流域流木対策の推進

- 林野庁と連携し、流木発生ポテンシャル調査を実施したうえで、流木発生の抑制や流木の捕捉・処理に係る統一の計画を策定。
- 森林整備や治山ダムによる流木発生の抑制、透過型砂防堰堤や流木捕捉施設による流木の捕捉を、林野事業と砂防事業が連携して一体的に実施することで、流域全体の流木被害を防止・軽減する。

## 林野事業との連携

- 林野庁と連携した流域流木対策
  - ・ 森林整備や治山ダムによる流木発生の抑制、透過型砂防堰堤や流木捕捉施設による流木の捕捉を、林野事業と砂防事業が連携して一体的に実施することで、流域全体の流木被害を防止・軽減する。

### 流域流木対策計画

- ・ 流木発生ポテンシャル量
- ・ 治山対策等による流木発生抑制量
- ・ 砂防施設による必要捕捉量

林野庁の事業による流木の発生抑制を踏まえた砂防施設の最適な施設配置計画を策定



流木発生ポテンシャル調査のイメージ

## ○ 対策例

【生産エリア：林野庁】



適正な森林管理の実施

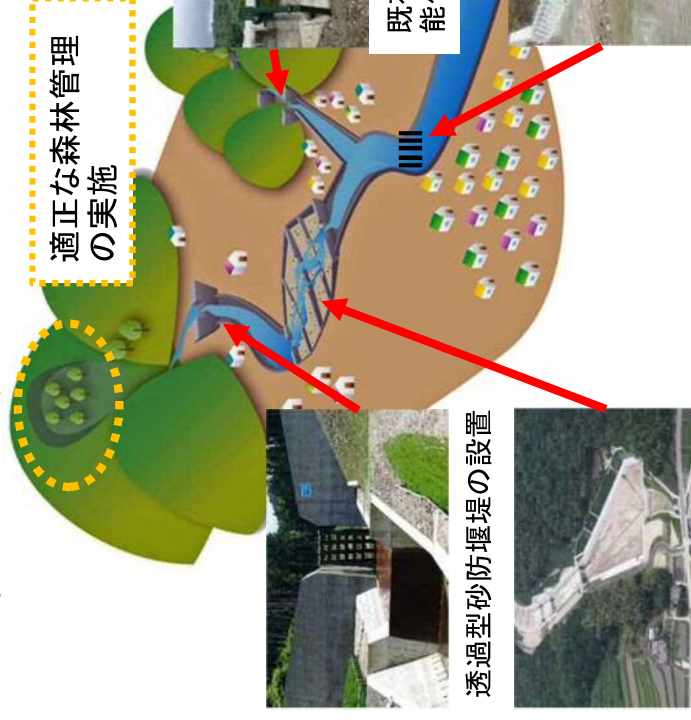
【流下・氾濫エリア：国交省】



流木捕捉効果の高い砂防堰堤の設置

## 大規模特定砂防等事業

土砂・洪水氾濫等に伴い発生する流木による被害拡大を防止するため、「大規模特定砂防等事業」において、林野庁と連携して作成した流域流木対策計画に位置付けられた流木捕捉施設を補助対象に追加。



既存施設の多機能・高機能化

透過型砂防堰堤の設置

土砂や流木を効果的に捕捉する遊砂地等の設置

流木捕捉施設の設置

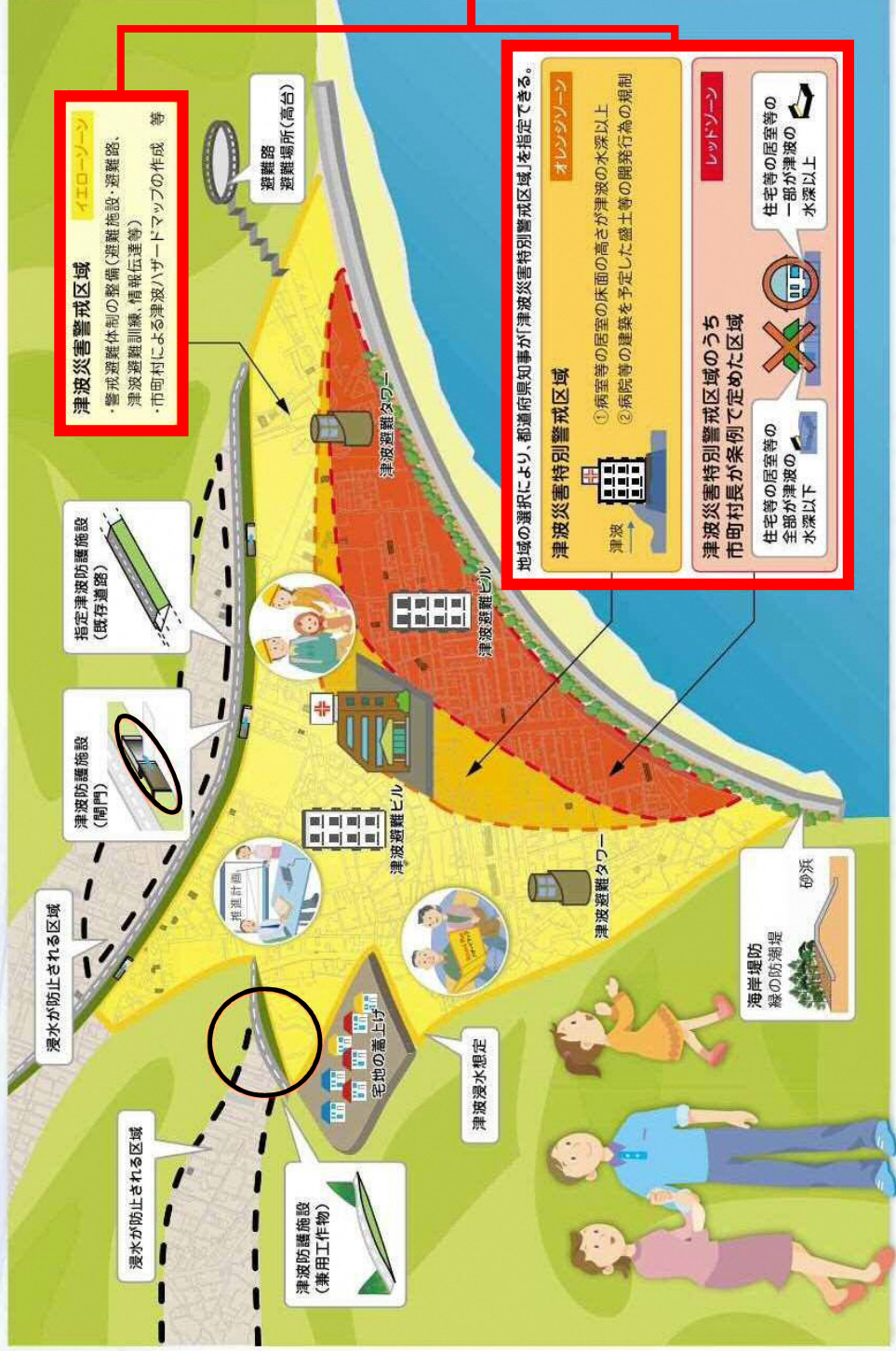


新規事項

# 津波防災地域づくりの推進と関係機関連携

○ 南海トラフ巨大地震、首都直下地震、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震等の切迫する巨大地震に伴う津波対策として、防災・安全交付金による支援の拡充等を通じて、津波防災地域づくりを加速化。

## ＜津波防災地域づくりの推進施策の例＞



警戒避難体制の整備等を目的とした津波災害警戒区域等の更なる促進のための制度拡充

(従来の津波・高潮危機管理対策緊急事業に関する交付対象事業の要件)  
・ソフト対策に要する経費は、事業計画の総事業費の概ね2割を上限として、その内数として計上することができる

**[津波・高潮危機管理対策緊急事業の制度拡充(令和4年度～)]**  
・津波防災地域づくりに関する法律等に基づく区域※1指定に資する調査※2については、総事業費におけるソフト対策2割上限の対象外とする。  
※1:津波災害(特別)警戒区域、高潮浸水想定区域、災害危険区域  
※2:従来の交付対象であるハザードマップ作成含む

津波被害リスクが高い自治体や、防災まちづくりとの連携等の更なる促進



併せて、大規模地震が想定されている地域等における水門・陸閘等の安全な閉鎖体制の確保※等にも取り組みを深めていく。

※社会資本整備重点計画(令和3年5月) 77%(R元年度)→R7年度 85%

自動化・遠隔化した水門 18



○津波防災地域づくり支援チームでは、津波防災に関連する部局がチームとなりワンストップで相談・提案できる体制を構築しています。

<https://www.mlit.go.jp/river/kaigan/main/tsunamiteam/index.html>



新規  
事項

# 治水安全度を向上させるための橋梁の改築・撤去の推進

- 気候変動の影響により、水災害の激甚化・頻発化が予想される中で、治水計画上著しい河積阻害等の支障となっている橋梁等の構造物が設置されている箇所での被害の増加が懸念されている。
- こうした洪水の安全な流下を阻害している橋梁や堰等の改築・撤去を計画的・集中的に実施するため、個別補助事業として「特定構造物改築等事業」を創設。

構造物の影響により洪水の  
安全な流下に支障をきたした事例



大分県 野上川  
のがみがわ



埼玉県 不老川  
のふろうがわ

橋梁等の構造物の改築・撤去を促進するため、「特定構造物改築等事業」を創設し、治水安全度の早期向上を図る。

過去の橋梁  
架替え事例



長野県 円悟沢川  
のえんごさわかわ



徳島県 南川  
のみなみかわ

## 参考

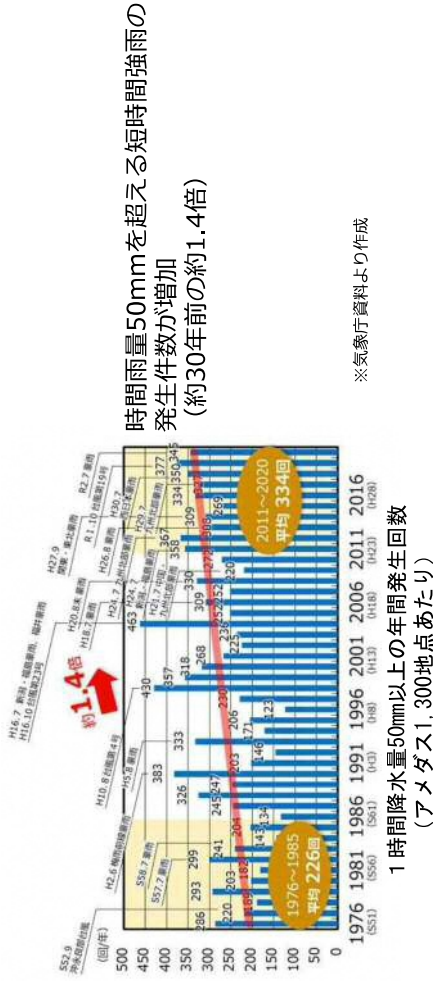
- 気候変動のスピードに対応した新たな水災害対策の推進 . . . P33
- 流域治水プロジェクトの充実 . . . P34
- 特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律（令和3年法律第31号） . . . P35
- あらゆる関係者と協力して取り組む「流域治水」の推進 . . . P36
- 気候変動を踏まえた河川整備基本方針への変更（新宮川水系・五ヶ瀬川水系・球磨川水系） . . . P39
- 大規模自然災害からの復旧・復興、防災・減災、国土強靱化への対応のための体制の強化 . . . P40
- 近年の世界各国における水災害の発生状況 . . . P41
- 令和元年水害統計調査の被害額（確報値）及び令和2年水害統計調査の被害額（暫定値）について . . . P42
- 第4回アジア・太平洋水サミット（熊本市） . . . P43
- 公共施設等適正管理推進事業債の拡充・延長 . . . P44
- 水循環政策における再生可能エネルギーの導入促進 . . . P45
- 防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策 中長期の目標 . . . P46
- 「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」 . . . P47
- 社会資本整備総合交付金、防災・安全交付金における配分の考え方 . . . P49
- 令和4年度 水管理・国土保全局関係予算総括表 . . . P50
- 公共事業関係費（政府全体）の推移 . . . P52
- 水管理・国土保全局関係予算の推移 . . . P53



# 【参考】気候変動のスピードに対応した新たな水災害対策の推進

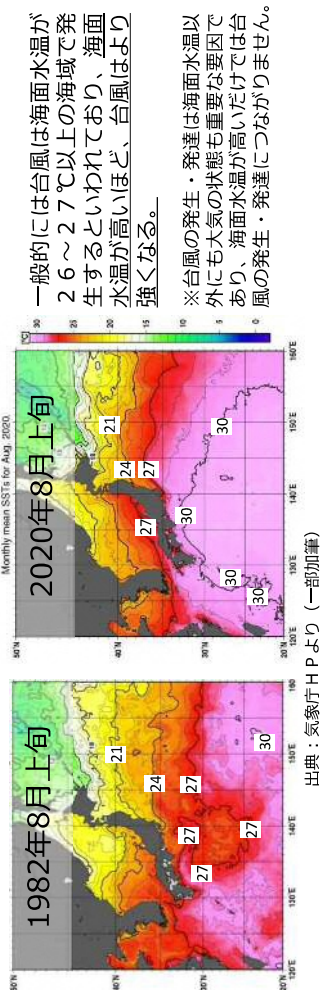
- 短時間降雨の発生回数や台風の大規模化等、既に温暖化の影響が顕在化しており、今後、気候変動により水災害の更なる頻発化・激甚化が予測されている。
- 気候変動のスピードに対応した新たな抜本的対策を行うため、以下の取組を実施。
  - ・ 本川下流のみならず上流や支川などの中小河川も含め、流域全体で、国、都道府県、市町村、地元企業や住民などのあらゆる関係者が協働して取り組む「流域治水」へ転換。
  - ・ 令和3年3月に戦後最大洪水等に対応した河川整備と流域での対策を組み合わせた「流域治水プロジェクト」を策定・公表し、本格的に現場レベルでの取組を開始するとともに、「流域治水」の実効性を高める法的枠組み「流域治水関連連法」を同年内に整備。
  - ・ ハード整備の長期計画である河川整備基本方針について、温暖化の影響をあらかじめ見込んだ見直しを行い、治水対策を強化。

## 短時間強雨の発生回数が増加



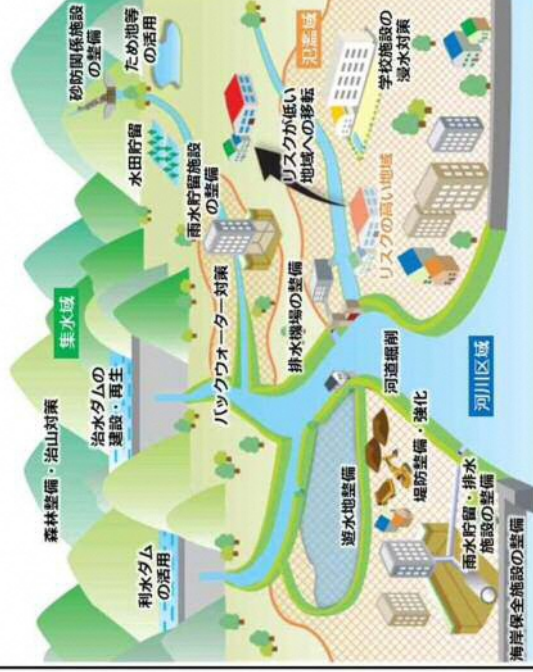
## 海面平均水温の上昇

日本近郊の海域平均海面水温は上昇傾向  
2019年までの100年間で約0.9～1.5度上昇



## 「流域治水」への転換

流域治水プロジェクトを策定し、本格的に現場レベルの取組を開始



①氾濫をできるだけ防ぐ、減らす対策  
・治水ダムの建設  
・河道掘削、引堤等

②被害対象を減少させるための対策  
・土地利用規制、誘導、移転促進等

③被害の軽減、早期復旧  
・復興のための対策  
・水害リスク情報の空白地帯解消  
・長期予測の技術開発  
・排水門等の整備、排水強化等

令和3年3月に全国109の一級水系と12の二級水系において、「流域治水プロジェクト」を策定・公表

あらゆる関係者が協働して行う「流域治水」

## 流域治水関連連法の整備

「流域治水」の実効性を高める法的枠組み「流域治水関連連法」を整備。  
令和3年11月までに関連する全ての法律が施行（P35参照）され、あらゆる関係者が協働して行う「流域治水」が本格化。

# 【参考】流域治水プロジェクトの充実

- 令和3年3月末に全国109の全ての一級水系で策定・公表された「流域治水プロジェクト」に基づき、河川改修事業・ダム事業や地元自治体等の流域関係者が連携して取り組む多層的な流域治水対策を全国で展開。
- 令和3年度の流域治水プロジェクトに基づく取組を「見える化」することにより、事業の着実な推進を図るとともに、施策の横展開により流域治水の裾野を広げ、地域の安心・安全の確保に取り組む。

令和3年3月30日 全国109の全ての一級水系で「流域治水プロジェクト」を公表



あらゆる関係者の協働により、ハード・ソフト対策を推進

令和4年3月末

令和3年度内の一級水系の各プロジェクトの取組を「見える化」

流域治水の根幹を支える  
河川改修事業やダム事業の加速化

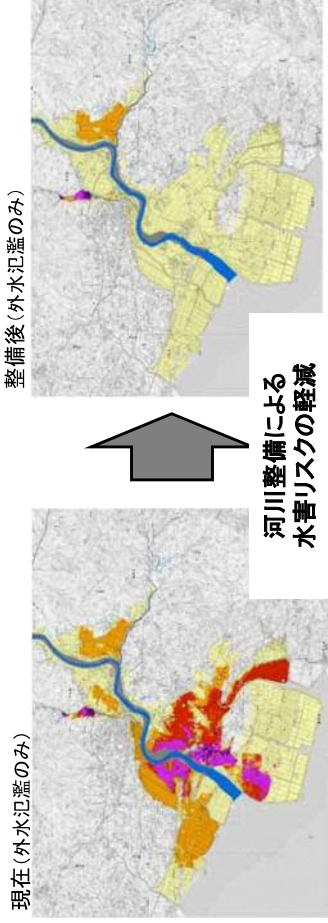
事業効果・進捗の見える化

全国109の全ての一級水系で、外水氾濫※を対象とした河川改修事業等による効果を公表

※国直轄区間における河川事業・ダム事業のみを対象 ※現況河道及び当面整備（概ね5か年）後のみ

降雨確率（10年に1度、100年に1度など）に応じた浸水範囲を重ねることで、現在の浸水リスクを示すとともに、戦後最大洪水等に対応した河川整備の進捗状況に応じた浸水範囲の変化を可視化し、将来のリスクも提示することにより、河川整備の効果を「見える化」し、水災リスクを踏まえた防災まちづくりを推進。

（令和4年度以降も引き続き内水を考慮するなど、水害リスク情報を追加・充実）



上記凡例の（ ）内の数値は確率規模を示していますが、これは例示です。

整備効果の見える化のイメージ

注：外水氾濫のみを想定したものであり、内水氾濫を考慮した場合には浸水範囲の拡大や浸水深の増大が生じる場合がある。

あらゆる関係者の協働による

ハード・ソフト一体となった事前防災対策の推進

指標を活用した流域治水プロジェクトの更なる推進

全国109の全ての一級水系でハード・ソフト各々の主要な取組の進捗を公表

流域治水のもと、あらゆる関係者の協働による事前防災対策の取組状況を「見える化」することにより地域が抱える諸課題に対し、先行事例を踏まえての更なる検討の促進や対策の充実を図る。

（今後、ソフト対策等へ積極的に取組むプロジェクトを対象に、地方公共団体への重点的な支援を実施予定）

～流域治水プロジェクトに関する主な指標～

- 戦後最大洪水等に  
対応した河川の整備
- 農地・農業用施設の  
活用
- 流出抑制対策の実施
- 山地の保水機能向上  
および  
土砂・流水災害対策
- 立地適正化計画における  
防災指針の作成
- 水害リスク情報の提供
- 高齢者等避難の  
実効性の確保



# 【参考】特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律（令和3年法律第31号）

（令和3年7月15日施行：河川法、防災集団移転措置法、水防法 等、令和3年11月1日施行：特定都市河川法、下水道法等）

## 背景・必要性

- 近年、令和元年東日本台風や令和2年7月豪雨等、全国各地で水災害が激甚化・頻発化
  - 気候変動の影響により、21世紀末には、全国平均で降雨量1.1倍、洪水発生頻度2倍になるとの試算（20世紀末比）
- 降雨量の増大等に対応し、ハード整備の加速化・充実や治水計画の見直しに加え、上流・下流や本川・支川の流域全体を俯瞰し、国、流域自治体、企業・住民等、あらゆる関係者が協働して取り組む「流域治水」の実効性を高める法的枠組み「**流域治水関連法**」を整備する必要

## 法律の概要

### 1. 流域治水の計画・体制の強化 （特定都市河川法）

#### ◆ 流域水害対策計画を活用する河川の拡大

- 一 市街化の進展により河川整備で被害防止が困難な河川に加え、  
自然的条件により困難な河川を対象に追加（全国の河川に拡大）

#### ◆ 流域水害対策に係る協議会の創設と計画の充実

- 一 国、都道府県、市町村等の関係者が一堂に会し、官民による**雨水貯留浸透対策の強化**、  
浸水エリアの**土地利用**等を協議
- 一 協議結果を流域水害対策計画に位置付け、確実に実施

### 2. 氾濫をできるだけ防ぐための対策 （河川法、下水道法、特定都市河川法、都市計画法、都市緑地法）

#### ◆ 河川・下水道における対策の強化

- ◎ 堤防整備等の**ハード対策を更に推進**（予算）
- 一 **利水ダム等の事前放流**に係る協議会（河川管理者、電力会社等の利水者等が参画）制度の創設（※予算・税制）
- 一 **下水道**で浸水被害を防ぐべき**目標降雨**を計画に位置付け、整備を加速
- 一 下水道の**専門家等の操作ルール**の策定を義務付け、河川等から市街地への逆流等を確実に防止
- ◆ **流域における雨水貯留対策の強化**
- 一 **貯留機能保全区域を創設**し、沿川の保水・遊水機能を有する土地を確保
- 一 **都市部の緑地を保全**し、貯留浸透機能を有するグリーンインフラとして活用
- 一 **認定制度、補助、税制特例**により、自治体・民間の雨水貯留浸透施設の整備を支援（※予算関連・税制）

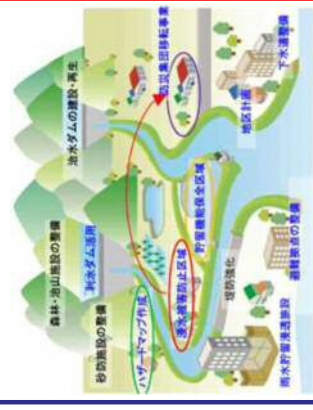
### 3. 被害対象を減少させるための対策 （特定都市河川法、都市計画法、防災集団移転特別措置法、建築基準法）

#### ◆ 水防災に対応したまちづくりとの連携、住まい方の工夫

- 一 **浸水被害防止区域を創設**し、住宅や要配慮者施設等の安全性を事前確認（許可制）
- 一 **防災集団移転促進事業のエリア要件の拡充**等により、危険エリアからの移転を促進（※予算関連）
- 一 **災害時の避難先となる拠点の整備**や**区単位の浸水対策**により、市街地の安全性を強化（※予算関連）

### 4. 被害の軽減、早期復旧・復興のための対策 （水防法、土砂災害防止法、河川法）

- 一 洪水等に対応した**ハザードマップの作成**を中小河川等まで拡大し、リスク情報空白域を解消
- 一 要配慮者利用施設に係る**避難計画・訓練**に対する**市町村の助言・勧告**によって、避難の実効性確保
- 一 国土交通大臣による権限代行の対象を拡大し、災害で堆積した**土砂の撤去、準用河川**を追加



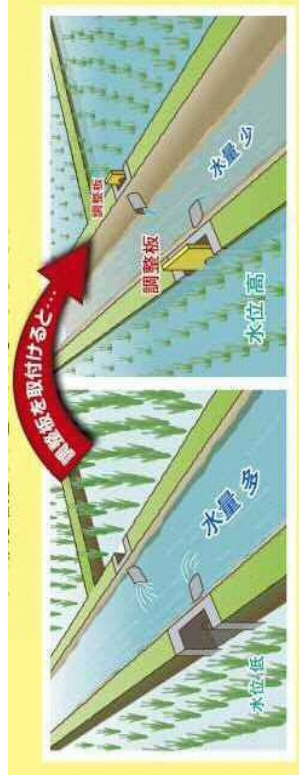
流域治水のイメージ

**【参考】あらゆる関係者と協力して取り組む「流域治水」の推進（農林水産省との連携による水田貯留の推進）**

- 流域治水の推進にあたっては、農林水産省との積極的な連携を図っており、令和2年度末に策定・公表した一級水系の流域治水プロジェクトに、水田の貯留機能向上やため池の活用などの連携施策を位置付けたところ。
- 水田貯留の治水効果の定量化・可視化等を農林水産省と連携して行い、全国での水田の貯留機能向上の取り組みを推進。

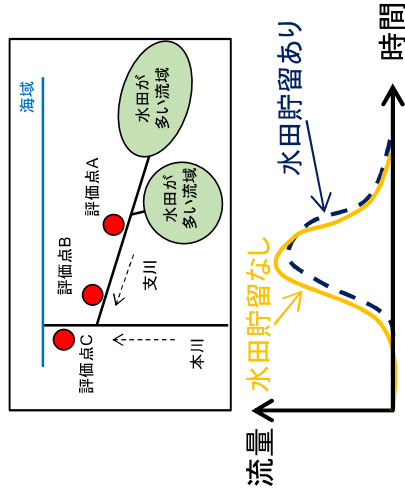
- 水田貯留の取り組みは、その規模や位置等に加え、降雨の規模等により、効果の程度や影響範囲等は変化。
- 効果を発揮するための機能確保に係る管理体制についても検討が必要。

- 持続可能で効果的な運用や追加的な検討に向け、農林水産省と連携して**効果の定量的・定性的な評価、効果の評価に必要な技術の向上・実装に取り組む。**



イラスト：新潟県ウェブページ

＜水田貯留のイメージ＞



＜水田貯留の効果検討のイメージ＞

参考：農林水産省の取組  
＜スマート田んぼダム実証事業＞



- 水田の持つ雨水貯留能力の更なる活用を検討するため、まとまった面積の水田において、自動給排水稼働を用いた豪雨前の一斉落水、豪雨中の一斉貯留や流出制限により、防災上の効果を実証

■水田貯留の効果の定量化・可視化  
■水田貯留の効果の評価に必要な技術の向上・実装

**全国における水田の貯留機能向上の取り組みを推進**





**【参考】あらゆる関係者と協力して取り組む「流域治水」の推進（高潮災害等に対する備え・復旧の強化）**

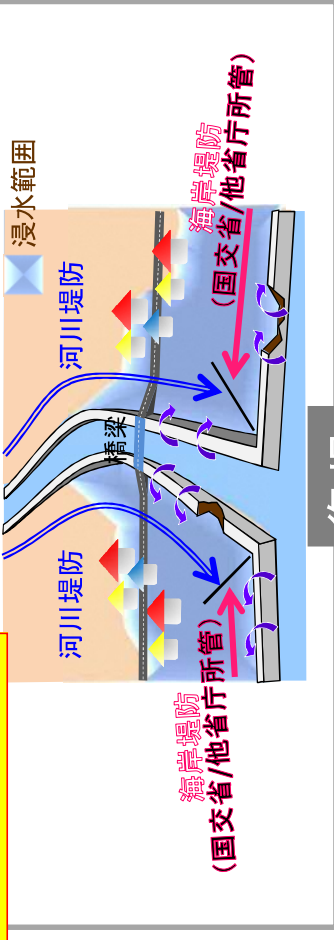
- 近年、水災害が激甚化・頻発化しており、今後も、気候変動による気温・海水温の上昇等により、沿岸部の施設被災リスクや浸水被害リスクの増加が予測される。
- 高潮災害等から再度災害防止を図るため、地域一体で改良復旧事業の効果が発現されるよう、被災した河川堤防や海岸堤防等の所管に関わらず、自治体内の部局間や施設管理者間の連携の取組を推進。

**【連携強化の取組】**

- 複数の部局・施設管理者に跨る改良復旧事業の計画検討に際し、一部の事業のみ実施しても被災地域一体での再度災害防止の効果が得られない場合

⇒他の改良復旧事業との連携が重要なため、申請前の部局間・管理者間での情報共有や事前協議の実施を促すことにより、連携した申請・採択となるよう関係者間の連携を強化。

自治体内の部局間、施設管理者間の連携を促進させ、地域一体での再度災害防止を図る。



**所管施設毎に復旧する場合**

部分的な改良復旧では、他の低い堤防から越水するため、再度災害は回避できない

**一連の施設として復旧する場合**

河川・海岸堤防一連で嵩上げを行うなど、地域一体での再度災害防止の取組を促進

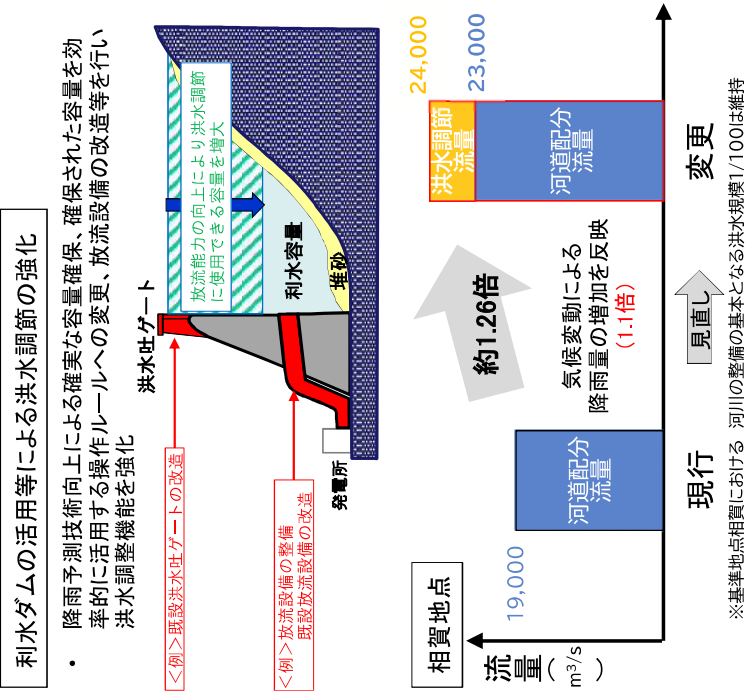
複数の施設管理者間で連携した改良復旧

# 【参考】気候変動を踏まえた河川整備基本方針への変更(新宮川水系・五ヶ瀬川水系・球磨川水系)

○河川整備基本方針のピーク流量を上回る洪水が発生した3水系についても順次見直しを実施。  
 ○見直しに当たっては、気候変動の影響による将来の降雨量の増大を考慮するとともに、基本高水を超えるような規模の洪水に対しても氾濫被害をできるだけ軽減するよう河川等を整備することを記載。  
 ○加えて、流域治水の観点を踏まえ、あらゆる関係者の合意形成を促進する取組の実施、自治体等が実施する取組を支援することを記載。

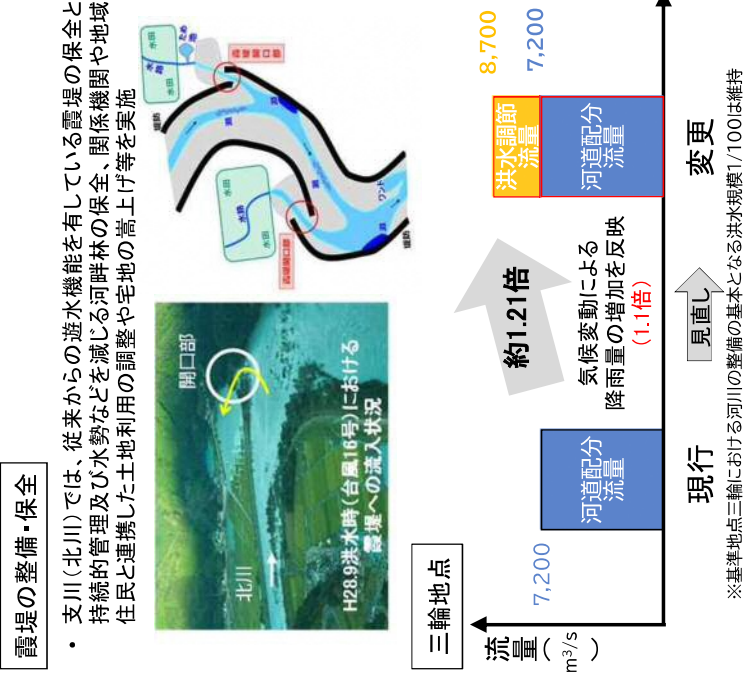
## ＜新宮川水系(令和3年10月15日変更)＞

- 利水ダム群の治水への活用
- 濁水対策の強化
- 河道掘削の強化と掘削土の地域防災対策への活用
- 土地利用と一体となった輪中堤の整備・保全



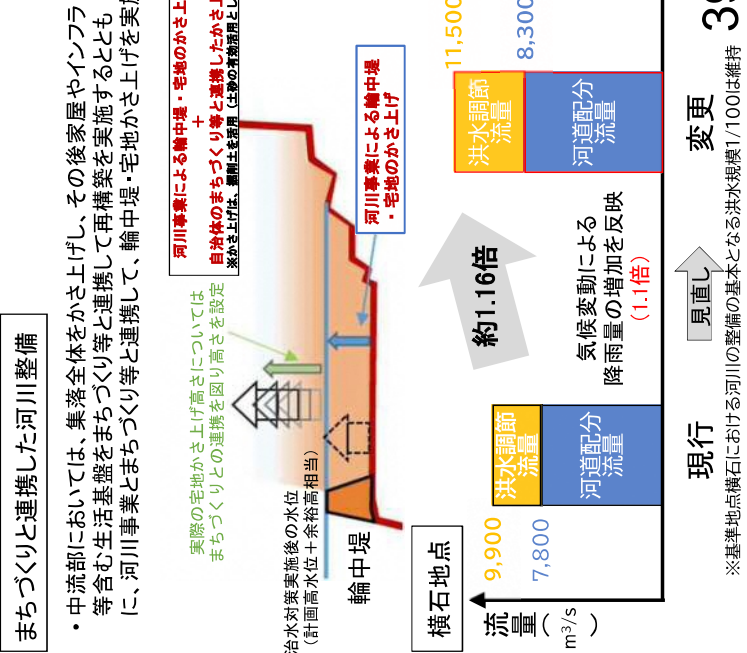
## ＜五ヶ瀬川水系(令和3年10月15日変更)＞

- アユの産卵場保全等を考慮した河川整備
- 霞堤の整備・保全
- 河川整備と一体となつたまちづくりの推進



## ＜球磨川水系(令和3年12月17日変更)＞

- 令和2年7月豪雨のような基本高水を上回る規模の洪水への対応
- 地域の宝である清流を積極的に保全
- 流域治水に主体的に参画する人材の育成



# 【参考】令和元年水害統計調査の被害額(確報値)及び令和2年水害統計調査の被害額(暫定値)について

- 国土交通省では、昭和36年より、水害(洪水、内水、高潮、津波、土石流、地すべり等)による被害額等(建物被害額等の直接的な物的被害額等)を暦年単位でとりまとめている。
- 令和元年の水害被害額(確報値)は、全国で約2兆1,800億円となり、平成16年の被害額(約2兆200億円)を上回り、1年間の津波以外の水害被害額が統計開始以来最大となった。
- 津波以外の単一の水害による被害についても、令和元年東日本台風による被害額は約1兆8,800億円となり、平成30年7月豪雨による被害額(約1兆2,150億円)を上回り、統計開始以来最大の被害額となった。

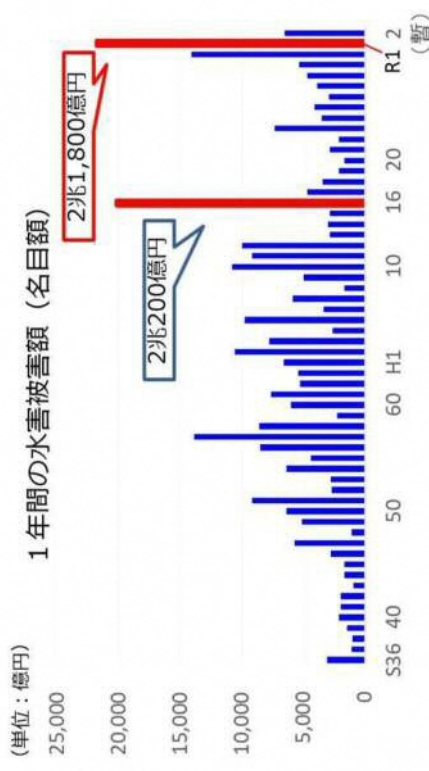
## 1年間の水害被害額(確報値)

- ◆ **全国 約2兆1,800億円** (統計開始以来最大)
- (内訳)
  - ・一般資産等被害額 約1兆6,150億円 (構成比74.1%)
  - ・公共土木施設被害額 約5,342億円 (構成比24.5%)
  - ・公益事業等被害額 約307億円 (構成比 1.4%)
- 計 約2兆1,800億円

<参考> これまでの最大被害額 平成16年の被害額 (約2兆200億円)

◆ 都道府県別の水害被害額上位3県は、以下のとおりです。

- ① 福島県 (水害被害額：約6,823億円)
- ② 栃木県 (水害被害額：約2,610億円)
- ③ 宮城県 (水害被害額：約2,530億円)

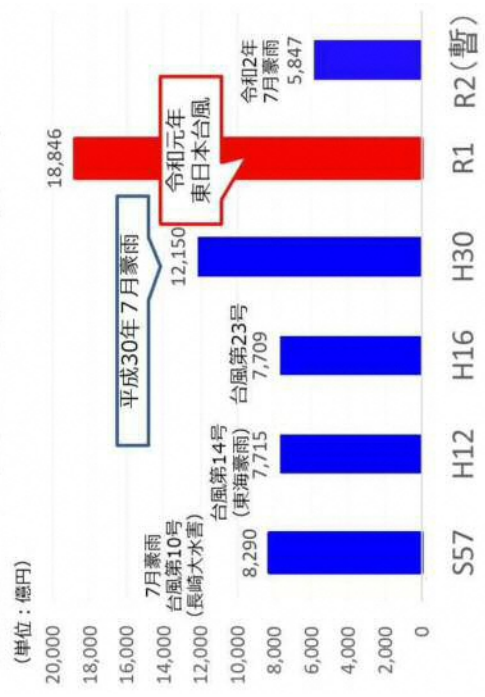


## 主要な水害による被害額(確報値)

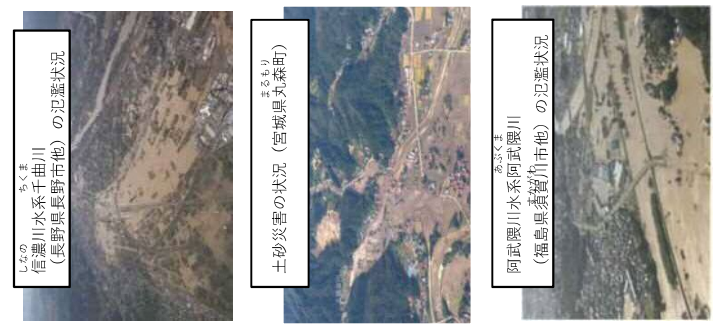
- ◆ **令和元年東日本台風** (被害額：約1兆8,800億円)
- (令和元年10月11日～10月15日に生じた台風第19号による被害額)
- (内訳)
  - ・一般資産等被害額 約1兆4,221億円
  - ・公共土木施設被害額 約4,350億円
  - ・公益事業等被害額 約275億円

<参考> これまでの最大被害額  
平成30年7月豪雨による被害額 (約1兆2,150億円)

### 津波以外の単一の水害による水害被害額 (名目額)



### 統計開始以来最大





# 【参考】防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策 中長期の目標

気候変動に伴い激甚化・頻発化する水害・土砂災害等に対応する国土強靱化の取組を加速化・深化させるため、令和7年度までの5か年に追加的に必要となる事業を重点的・集中的に実施。

## 1 激甚化する風水害や切迫する大規模地震等への対策

- 流域治水対策(河川)**  
関係者と協働し、ハード・ソフト一体となり、戦後最大洪水や近年災害の洪水等に対応する事前防災対策を推進し、浸水被害を軽減する。
- 流域治水対策(下水道)**  
雨水排水施設等の整備により、近年浸水実績がある地区等において、再度災害を防止・軽減する。
- 流域治水対策(砂防)**  
地域の社会・経済活動を支える基礎的インフラの保全対策を完了することで、土砂災害が社会・経済活動に与える影響を最小化し、国土強靱化を図る。
- 流域治水対策(海岸)**  
災害リスクの高い地域等における津波・高潮対策の実施により、沿岸域の安全・安心を確保する。
- 流域治水対策(下水道)**  
耐震化により、防災拠点や感染症対策病院等の重要施設に係る下水道管路や下水処理場等において、感染症の蔓延を防ぐために下水の溢水リスクを低減する。

## 2 予防保全型インフラメンテナンスへの転換に向けた老朽化対策

- 河川管理施設の老朽化対策**  
予防保全型維持管理に向け、老朽化した河川管理施設を解消する。
- 河川管理施設の高度化・効率化対策**  
老朽化した小規模な樋門等の無動力化を完了する。
- ダム管理施設の老朽化対策**  
老朽化したダム管理施設の修繕・更新を行うことで、適切なメンテナンスサイクルを構築し、ダム下流地域の安全・安心に寄与する。
- 砂防関係施設の長寿命化対策**  
健全度評価において要対策と判定された砂防関係施設について、修繕・改築等を完了することにより、当該施設に期待される機能が維持・確保され、下流域の安全性を持続的に確保する。
- 海岸保全施設の老朽化対策**  
事後保全段階の海岸保全施設の修繕・更新を完了させ、当該施設に期待される機能が維持・確保され、沿岸域の安全性を持続的に確保する。
- 下水道施設の老朽化対策**  
老朽化した下水道管路を適切に維持管理・更新することで、管路破損等による道路陥没事故等の発生を防止する。

## 3 国土強靱化に関する施策を効率的に進めるためのデジタル化等の推進

- 河川、砂防、海岸分野における施設維持管理、操作の高度化対策**  
排水機場、水門、樋門・樋管(無動力化の対象を除く)約3,000施設(うち排水機場は400施設)の遠隔操作化を完了する。
- 河川、砂防、海岸分野における防災情報等の高度化対策**  
1級水系および2級水系の利水ダムについて、河川管理者とダム管理者との間の情報網整備を進めることにより、水系におけるより効果的な事前放流の実施やダムの貯水水位に応じた避難行動の確かな準備を可能とする。また、これまで把握されていなかったその他河川における災害リスク情報を明らかにすることで、住民の適切な避難行動を確保する。

# リスク情報を自ら取得して、 着実な避難を実施することが重要です!

日頃から

## 「マイ・タイムライン」を作ろう!

8割以上の方が、「マイ・タイムライン」の有効性を実感\*。  
一人ひとりのタイムライン(防災行動計画)を作って、  
災害を「我がこと」として考えることが重要です!

\*マイ・タイムラインかんたん検討ガイドより



逃げキット



マイ・タイムライン  
かんたん検討ガイド



## 「ハザードマップポータルサイト」で 災害リスクを確認!

洪水や土砂災害、津波、道路防災情報など、  
水害のおそれがある場所を地図で表示します。

ハザードマップ  
ポータルサイト



## 「逃げなきゃコール」を事前に登録!

離れた場所でも、家族など大切な人の防災情報を  
プッシュ通知で受け取ることができます。

逃げなきゃコール



大雨の時

## 「川の防災情報」でレーダ雨量、 河川水位、カメラ画像などをチェック!

大雨の時に必要となる川の情報を  
リアルタイムで確認することができます。

川の防災情報



避難の時

## 非常時には早めの避難を!

避難指示など行政が発信する情報のタイミングで避難!  
非常時には、ためらわずに行動することが大切です。



## 「逃げなきゃコール」で家族の避難を後押し!

あなたの一声が大切な人を災害から守ることにつながります。